

平成27年4月27日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」等の一部改正について

今般、当座勘定取引にかかる現金授受事務を他の法人に委託する場合には、勘定店の承認が必要であることをより明確化するとともに、勘定店における現金受払時に使用する「大口受払ブース入室者の顔写真」について、取引先の授受責任者とその補助者をより明確に区分する観点から書式を見直すこととしました。これに伴い、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」および「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」をそれぞれ別紙1および別紙2のとおり一部改正し、別紙3の経過措置を講じたうえで、平成27年5月11日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」および「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における
現金受払用）」中一部改正

- 1. (1) ハ. の 2、(2) イ.、ロ. および (3) を横線のとおり改める。

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

ハ. の 2 受領権限者 I D 「大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）」（書式第 1 号－1）における受領権限者の登録番号の上桁に 0 を追加して 6 桁にした番号をいいます。

(2) 届出事項

イ. 当初届出事項

取引先は、勘定店において現金受払を行うために大口受払ブースに入室する者の氏名および顔写真を示した「大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）」（書式第 1 号－1）および「大口受払ブース入室者の顔写真（取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員用）」（書式第 1 号－2）（以下これらを総称して「大口受払ブース入室者の顔写真」といいます）を勘定店に 2 部届け出てください。

「大口受払ブース入室者の顔写真」は、原版をカラーコピーしたものにより届け出ることができます。ただし、責任者名および責任者印については、1 枚ずつ記名押印してください。

ロ. 届出事項の変更時の取扱

大口受払ブースに入室する者に変更が生じる場合には、事前に変更後の大口ブースに入室する者の氏名および顔写真をあらためて「大口受払ブース入室者の顔写真」により 2 部届け出てください。このとき、届出を行う範囲は、「大口受払ブース入室者の顔写真」のうち変更の生じた書式（書式第 1 号－1 または書式第 1 号－2）のみに止めることができます。

(3) 日本銀行から交付する書式

日本銀行は、取引先に現金受払のために以下の書式を交付します。不足が生じた場合には、勘定店に請求してください。

① 「大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）」（書式第1号-1）

② 「大口受払ブース入室者の顔写真（取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員用）」（書式第1号-2）

③②
④③
⑤④
⑥⑤

} 略（不変）

○ 4. (1) および (2) を横線のとおり改める。

4. 留意事項

(1) 現金受払事務の委託

取引先は、「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」1. に定める者に対して、現金受払およびこれに付随して勘定店との間で行う諸連絡にかかる事務を委託することができます。

取引先は、同者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により勘定店に願い出たうえ、勘定店の承認を受けてください。

(2) 大口受払ブースへの入室

イ. 大口受払ブースに入室できるのは、以下の①から③に示す職員のうち、事前に「大口受払ブース入室者の顔写真」による届出が行われている方に限ります。このうち、授受責任者になり得るのは、①または②の職員に限ります。なお、「大口受払ブース入室者の顔写真」の書式および登録番号の付番は、①から③の別により、下表に示すとおりとしてください。

① 取引先の職員

② 取引先から(1)により日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け勘定店から承認済のた法人の職員

③ 取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員

職員の別	書式	登録番号の付番
①	「大口受払ブース入室者の顔写真（授	数字により行ってく ださい。
②	受責任者になり得る法人の職員用)」（書式第1号-1）	
③	「大口受払ブース入室者の顔写真（取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員用)」（書式第1号-2）	「A」と数字の組み合わせにより行ってください。

ロ. 大口受払ブースを利用する場合には、提出する入金内訳（銀行券）、入金内訳（貨幣・通常貨）もしくは入金内訳（貨幣・記念貨）または支払金内訳の右下余白に入室者全員の「大口受払ブース入室者の顔写真」に記載されている登録番号を付記してください。その際、イ. に定める授受責任者の登録番号については「○」で囲んでください。なお、イ. の職員のうち、授受責任者になり得るのは、①または②の職員に限ります。

ハ. 略（不変）

○ 書式第1号を書式第1号-1とし、次のとおり全面改正する。

(/)

大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）

（取引先名）

（日付）

【①取引先の職員： 番～ 番】

（責任者） 印

【②取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け勘定店から承認済の法人の職員：

（委託先法人名） 番～

番】

（委託先法人名） 番～

番】

（委託先法人名） 番～

番】

（委託先法人名） 番～

番】

登録番号 **1**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **2**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **3**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **4**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **5**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **6**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **7**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **8**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **9**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **10**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **11**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **12**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **13**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **14**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **15**

（氏名）

（カラー写真添付）

登録番号 **16**

（氏名）

（カラー写真添付）

（注1） 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。

（注2） 複数の先に現金授受事務を委託している場合は、【取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け勘定店から承認済の法人の職員】欄について、委託先法人別に番号を記載してください。

（注3） 本書式は、日本銀行ホームページからダウンロードすることができます。

○ 書式第1号-1の次に次の書式第1号-2を加える。

(/)

書式第1号-2

大口受払ブース入室者の顔写真
(取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員用)

(取引先名) _____ (日付) _____

(責任者) _____ (印)

登録番号 **A 1**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 2**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 3**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 4**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 5**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 6**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 7**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 8**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 9**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 10**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 11**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 12**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 13**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 14**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 15**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

登録番号 **A 16**
(氏名) _____
(カラー写真添付)

(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。

(注2) 本書式は、日本銀行ホームページからダウンロードすることができます。

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 4. (1) を横線のとおり改める。

4. 留意事項

(1) 貨幣授受事務の委託

取引先は、その全額出資子会社に対して、受直送または直送払による貨幣の授受およびこれに付随して勘定店との間で行う諸連絡に係る事務を委託することができます。

取引先は、同社への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により勘定店に願出たうえ、勘定店の承認を受けてください。

経過措置

- 今次改正以前に勘定店が受理した旧書式の「大口受払ブース入室者の顔写真」については、これを差替えすることなく、新書式による届出を受けるまでの間は、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」に基づき届出を受けた「大口受払ブース入室者の顔写真」とみなします。

この場合、新書式による「大口受払ブース入室者の顔写真」の届出を行うまでの間に「取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員」が大口受払ブースに入室する場合は、勘定店に提出する入金内訳（銀行券）、入金内訳（貨幣・通常貨）、入金内訳（貨幣・記念貨）または支払金内訳において、「③取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員」の登録番号の冒頭に「A」を付してください。